

はしがき

会社法は、平成17年に単行法化されて以来、平成26年、令和元年に改正がなされ、現在へと至っている。金融商品取引法は、昭和23年に証券取引法として制定されたものが、その後、多くの改正を経ながら、関連する様々な法律を統合し、その一部を吸収する形で、平成18年の改正により、その名称が金融商品取引法に改められ、その後も、度々の改正を経て、現在へと至っている。また、このような法改正だけではなく、会社法や金融商品取引法の分野では、新たな裁判例の蓄積が目覚ましく、その範囲は、拡大を続けている。

この2つの法律について、株式会社では、主に証券取引所に上場されている会社を対象として、会社法の他に、金融商品取引法が規律しており、従来から、この2つの法律には、理論的にも実務的にも密接な関連がみられてきた。そこで、こうした状況に対応し、会社法と金融商品取引法の内容を1つの書籍に纏めた新しい教科書の刊行が、強く望まれてきたところである。

本教科書は、こうした期待に応えるべく、上梓されたものであり、また、それだけにとどまらず、さらなる工夫が施されたものでもある。

すなわち、本教科書の各章では、会社法の編では金融商品取引法との関係を、金融商品取引法の編では会社法との関係を、意識しながら解説するとともに、公開会社・上場会社を前提にしながら、非公開会社・非上場会社の場合とのコントラストも含めて解説を行うなど、従来にみられない内容が多数盛り込まれている。

また、基本的な事項を中心に丁寧に解説することにより、法学部生をはじめ、経済学部、商学部、経営学部等の学生の皆さんが、会社法や金融商品取引法の全体像を修得することができるように、また、社会人の方が、仕事上の調べものや学び直しや教養として新たに身につけることができるように、標準的な内容を提供すべく、執筆されている。

会社法や金融商品取引法は、ダイナミックで生き生きとした企業活動に直結している法律であるが、細かく技術的な制度も多いことから、ややもすると、

読者の皆さんにとって、何となく近づきにくい印象を与えてしまいがちな法律でもある。そこで、本教科書の執筆にあたっては、読者の皆さんが、興味関心をもって、分かりやすく、これらの法律を学べるように、本文とは別にスペースを設けて、コラムや図表などをできる限り多く配置し、特に配慮と工夫を重ねている。

このような本教科書が、広く世の中に歓迎され、永きに亘って愛されることを心より祈念してやまない。

本教科書の執筆にあたっては、会社法や金融商品取引法の研究・教育・実務において、顕著な業績を有する先生方に大変お世話になった。本教科書の刊行に向けて鋭意取り組んで下さった執筆者各位に心より敬意を表するものである。

また、末筆ながら、本教科書の刊行にあたっては、法律文化社の皆様、特に、梶谷修氏と梶原有美子氏に大変お世話になった。ここに記して、心より感謝申し上げる次第である。

2025年3月

徳本 穰